**令和４年度放課後児童クラブ入会案内**

**●受付期間●　令和4年1月5日（水）～ 令和4年1月28日（金）**

**●提 出 先●　最上町教育委員会幼児教育課**

※申込書は、幼児教育課・各放課後児童クラブでお渡しいたします。

　　　　　　　※郵送での申請は受付けておりません。

**●問合せ先●　最上町教育委員会幼児教育課（最上町役場内）　☎0233-43-2247**

この案内には、お子さんの放課後児童クラブの入会に関して、必要な手続きや提出書類

など重要なことを記載しています。**必ず内容をご確認のうえ、お申込みください。**

　　なお、現在入会されている方についても、**継続利用を希望される場合は申込みが必要**と

なります。

※定員を超過した場合は、家庭状況を確認のうえ、利用調整や不承諾となる場合があります。

**１．入会申込書類について**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | **①令和4年度最上町放課後児童クラブ入会申込書兼家庭調書**  ※一児童につき一枚提出  **②保護者が労働等により日中家庭にいない（保育の必要がある）ことを証する書類**  ※就労等については、就労証明書をご提出ください。  ※就労証明書については、一家庭1部の提出で大丈夫です。  ※求職中、健康上の理由等については幼児教育課にご確認ください。 |

**２．記入上の注意等**

　入会申込書は裏表の記載が必要ですので、記入漏れのないようにご注意ください。

　家庭調書の緊急連絡先には、**必ず日中連絡が取れる連絡先をご記入ください。** ご自宅の電話番号だけでなく、緊急時等に確実に連絡が取れるご両親の携帯電話や勤務先などの連絡先の記載もお願いします。

　近年、自然災害等が各地で頻発しており、緊急を要してお迎え等のご連絡をする場合がありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

決定通知を送付します。

**３．入会申込みに係るスケジュール等（※スケジュールはあくまでも予定です）**

②

面談

（申請後～２月）

③

利用調整

（申請後～２月）

④

決定

（３月）

⑤

利用開始

（４月～）

①

申請

（１月）

※面談が必要な方については、別途幼児教育課より連絡いたします。

**４．利用料について**

　　放課後児童クラブの利用料は、利用区分に応じて基準額が変わります。利用料については口座振替での集金となりますので、新規で申し込まれる方は、**必ず金融機関にてお手続きいただきますようお願いいたします。**又、利用する児童全員にスポーツ安全保険に加入していただきますので、ご了承ください。

　※すでに口座登録がお済みの方は、手続きの必要はありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用区分 | 利用料（基準額） |
| （1）　通年1年間の利用　　　　※要登録  　　(春・夏・年末年始休・学校休業日利用含む) | ①土曜日なし　　　5,000円　(月額) |
| ②土曜日あり　　　6,500円　(月額) |
| （2）　長期休みのみの利用　　　※要登録  　　(春・夏・年末年始休・学校休業日のみ利用) | １回　300円／日 |
| （3）　一時利用　(緊急時の利用)  　　　　※登録不要・要保険加入（910円／年） | 平日利用　　　　500円／回  休日利用　　　1,000円／回 |

**５．減免制度について**

下記の表の条件を満たす場合は利用料が減免されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　多子減免  ※同一世帯からの複数入会の場合 | ※利用区分が同じ場合  かつ  住民税所得割が  169,000円以下の場合 | 月の利用回数が一番多い児童 | 基準額 |
| 月の利用回数が2番目の児童 | 基準額の半額 |
| 3人目以降の児童 | 基準額の全額減免 |
| イ　少数回利用減免  ※利用区分（1）のみ | 月の利用が0～９回の場合 | 基準額の半額 | |
| ウ　子育て支援型減免 | 生活保護法による被保護世帯  及び  準要保護就学援助支給対象世帯 | 基準額の全額減免 | |
| 市町民税非課税の世帯 | ①利用区分（1）は　　2,000円  ②利用区分（２）は　　日額　100円 | |
| エ　一人親世帯減免 | 一人親世帯かつ  市町村民税非課税の世帯 | ①利用区分（1）は　　2,000円  ②利用区分（２）は　　日額　100円 | |

※ここでいう世帯とは、両親をいいます。

**６．申請内容に変更があった場合**

　申込書や提出した書類等の内容（世帯構成・住所・就労状況・家庭状況等）に変更があった場合は、直ちに町教育委員会幼児教育課までご連絡ください。

　なお、入会決定後に**申請内容と実際の家庭状況及び保育を必要とする状況等に相違があると判明した場合**や、区分（２）で利用の方を除き、**特別な事由がなく連続3か月以上全く利用のない方**については、**入会を取り消す場合があります。**利用希望の変更や申請を取り下げる場合は、必ずご連絡ください。

**◇ 最上町放課後児童クラブとは…。**

　　　・放課後や長期休み等、労働等により家庭に保護者（祖父母を含む）がいない児童に適切な遊びと生活の場を提供するものです。

　　 ・家庭に保護者（祖父母を含む）がいない児童が対象となるため、保護者（祖父母を含む）が就労等を終え次第、お迎えに来ていただくようにお願いします。

　　　・平日、保護者のお仕事が休みの日の利用はできません。お子さんにも、授業が終わったらまっすぐ帰宅するようお声がけください。

　　　・保育中、宿題の時間を設けていますが、支援員による学習指導は行いません。帰宅後、保護者がきちんとチェックするか、時には家庭で宿題をする様子を見ながら、平仮名の書き方や計算の仕方を見てあげるなど、家庭学習の習慣をつけましょう。

**◇ やむを得ず、就労等以外でご利用される場合は、必ず電話連絡を入れてください。**

〇 きょうだいが幼児施設や小学校を早退したが、通院が必要ですぐに送迎できない

〇 保護者が体調不良により、退勤時の送迎が不可能（別の人が送迎する）　など

　　　・近年、自然災害等が各地で頻発しており、緊急を要して送迎をお願いする場合もありますので、保護者の所在確認にご理解とご協力をお願いします。

**◇ きょうだいで入会していても、状況が変わった場合は必ずご連絡ください。**

　　　・高学年になり入会していても利用が確認できない時は、入会を取り消す場合もあります。　きょうだいが同じ区分で利用を申し込んでいる場合は、全員での利用をお願いします。

　　　・年度途中で学童保育が不要になった場合の退会は、随時受け付けています。

* **保護者の就労条件が変わった場合は、必ず幼児教育課にご連絡ください。**

・利用時間の変更や記入漏れがある場合は、変更届の提出が必要になります。全項目の記入を確認したうえで、申請してください。書き方がわからない箇所は、提出の際に担当者に確認しながら記入してください。

※　学童保育にかかわる全ての方が気持ちよく過ごせるよう、共通のルールを

守って利用しましょう。